

館山市広報有料広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、館山市有料広告掲載要綱（平成20年館山市告示第48号。以下「要綱」という。）に基づき、館山市が発行する広報「だん暖たてやま」（特別号を除く。以下「広報紙」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び位置等)

第2条 広告の大きさは、次に掲げる大きさとする。

(1) 1種広告 縦45ミリメートル，横85ミリメートル

(2) 2種広告 縦45ミリメートル，横174ミリメートル

2 広告を掲載する位置は、市長が指定するページとし、1種広告に換算して1号につき原則14とする。ただし、市長が必要と認めるときは、広告の枠を追加することができる。

3 それぞれの広告の掲載位置は、市長が決定する。

4 広告の色は、シアンと黒の2色以内とする。

5 市長は、前2項の規定にかかわらず、広報紙の編集上支障があると認めるときは、広告を掲載するページ及び広告の色等を変更することができる。

(広告掲載の期間)

第3条 広告の掲載は1号単位とし、連続して掲載することができる。

(広告掲載の申込み)

第4条 広報紙の広告は広報紙及びホームページ等で募集し、広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、館山市広報広告掲載申込書（別記第1号様式）に必要書類を添えて、市長が指定した期日までに市長に提出しなければならない。ただし、広告掲載の枠に空きがあるときは、市長が指定した期日以降に提出することができる。

2 申込者は、広告を募集中の複数号に掲載を申し込むことができる。

(掲載決定等)

第5条 市長は、前条第1項に既定する広告掲載の申し込みがあったときは、掲載の可否を決定し、申込者に館山市広報広告掲載・不掲載決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。なお、決定後の掲載号及び広告種別（大きさ）の変更は、認めない。ただし、変更理由が

申込者の責によらない場合で、協議により必要があると認められるときは、決定事項を変更できるものとする。

2 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、市長が別に定める基準により作成した版下原稿を総合政策部秘書広報課に提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める基準により作成した版下原稿を提出できないときは、必要な資料を提出することで版下原稿に代えることができる。

（広告掲載料）

第6条 広告掲載料の額は、次に掲げる額とする。ただし、市内に事業所、営業所などを有しない事業者については5割増しとする。

(1) 1種広告 8,000円

(2) 2種広告 16,000円

2 前条第3項の規定により、必要な資料を提出することで版下原稿の提出に代えるときは、前項各号に掲げる額に市長が別に定める額を加えるものとする。

3 1回の申し込みにより、同一の年度に発行される広報紙の複数の号に広告を掲載する場合、広告掲載料の総額から別表に掲げる額を減ずるものとする。この場合、同一の年度に発行される広報紙とは、5月号から翌年4月号までとする。

（広告掲載料の納入）

第7条 広告主は、第5条第1項の規定による掲載決定を受けたときは、市長が指定する期日までに広告掲載料を全額納入しなければならない。

（広告内容、デザイン等の協議）

第8条 広告の内容、デザイン等については、市及び広報紙の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と市が必ず協議すること。

（広告内容等の変更）

第9条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令又は要綱に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又は要綱第3条第2項に基づく基準に照らして不適切と判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（掲載の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が指定する期日までに掲載料を納入しないとき
 - (2) 広告主が指定する期日までに版下原稿を提出しないとき
 - (3) 市長が、広告掲載が適切でないと判断したとき
 - (4) 広報紙の編集・発行上支障があるとき
 - (5) 広告主から次条に規定する広告掲載の辞退の申し出があったとき
- 2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において広告主に損害が生じても一切の責任を負わない。

(広告掲載の取り下げ)

第 1 1 条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げようとするときは、掲載を取り下げようとする広報紙の発行日の 30 日前までに、館山市広報広告掲載取下申出書（別記第 3 号様式）により市長に申し出なければならない。

(掲載料の還付)

第 1 2 条 納付済みの広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に還付することができる。

2 前項ただし書きの規定により還付する広告掲載料は、別に定める。

3 第 1 項ただし書きの規定により還付する掲載料には利息を付さない。

(広告主の責務)

第 1 3 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理を完了していることを、市長に対して保証するものとする。

(市のインターネット媒体で公開する広報紙の広告の取扱)

第 1 4 条 市がインターネット媒体で公開する広報紙には、広告を掲載しないものとする。

(その他)

第 1 5 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 2 月 3 日から施行する。ただし、平成 26 年

4月1日以前に発行する広報紙に掲載する広告については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年1月19日から施行する。ただし、平成27年4月1日以前に発行する広報紙に掲載する広告については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年1月13日から施行する。ただし、平成28年4月1日以前に発行する広報紙に掲載する広告については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年1月13日から施行する。ただし、平成29年4月1日以前に発行する広報紙に掲載する広告については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成30年1月12日から施行する。ただし、平成30年4月1日以前に発行する広報紙に掲載する広告については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年1月7日から施行する。ただし、平成31年4月1日以前に発行する広報紙に掲載する広告については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年12月1日から施行する。ただし、令和2年4月1日以前に発行する広報紙に掲載する広告については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月4日から施行する。

別表（第6条第3項）

広告掲載号数	広告掲載料の 総額から減じる額
2号から11号	0円
12号から17号	8,000円
18号から22号	16,000円
23号から24号	24,000円

備考 第2条に規定する2種広告1号分の広告は、1種広告2号分の
広告に換算して計算する。

別記

第1号様式

(第4条第1項)

館山市広報広告掲載申込書

年 月 日

館山市長 様

申込者 住所 (事業所所在地)
氏名 (会社名・団体名)
代表者名
電話

館山市広報有料広告掲載要領第4条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告掲載を希望する号及び大きさ

令和 年 月 日発行号～令和 年 月 日号・種広告 全 号

※ 複数の号に掲載を希望する場合は、別紙に希望する号と大きさを記入して添付してください。

2 添付書類

(1) 掲載しようとする広告の案

(2) 業務内容等を明らかにする書類 (会社案内、パンフレット等)

(3) 館山市税の納税証明書

※ 申込者の市税等の納税状況 (納税義務の有無を含む) について、館山市の保有するデータで確認することに同意する場合、及び申込者が館山市の入札参加資格を有する場合 (次の該当項目にチェックをしてください) は、納税証明書の添付は不要です。

納税証明書を添付しない場合の理由

<input type="checkbox"/>	私、当社又は当団体の市税等の滞納状況 (納税義務の有無) について、館山市が保有するデータで確認することに同意します。
<input type="checkbox"/>	私、当社又は当団体は、館山市の入札参加資格を有しています。

【別紙】

1 広告掲載を希望する号及び大きさ（掲載内容等）

(1) 掲載号及び大きさ

ア 発行号の全部（12号）

1・2種広告

（5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月・3月・4月）

イ その他

月 発行号・____種広告	月 発行号・____種広告
月 発行号・____種広告	月 発行号・____種広告
月 発行号・____種広告	月 発行号・____種広告
月 発行号・____種広告	月 発行号・____種広告
月 発行号・____種広告	月 発行号・____種広告
月 発行号・____種広告	月 発行号・____種広告

※アの該当する記号に○印を付けてください。

イの場合には、掲載する発行号及び広告の種別（1種・2種）を記載してください。

第 2 号様式
(第 5 条第 1 項)

第 号
年 月 日

様

館山市長 印

館山市広報広告掲載・不掲載決定通知書

館山市広報有料広告掲載要領第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり掲載(する・しない)ことに決定したので通知します。

記

1 掲載内容等

(1) 掲載号及び大きさ

月 発行号・ 種広告

(2) 原稿提出期限

(3) 広告掲載料

円

(4) 広告掲載料納入期限

年 月 日

2 掲載しない場合の事由

第3号様式
(第11条)

館山市広報広告掲載取下申出書

年 月 日

館山市長 様

申出者 住所 (事業所所在地)
氏名
電話

年 月 日付け 第 号で決定のあった広告
の掲載について、館山市広報有料広告掲載要領第11条の規定により、
次のとおり取り下げを申し出ます。

記

- 1 取下げをする号及び大きさ
月発行号・種広告
- 2 取下げをする事由